

次期介護保険制度改定に向けた国での議論の状況について

国においては、2040年を見据えて、高齢化・人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が進む中、地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会を実現するため、次の議論を進めている。

◎持続可能性の確保

- ・利用者負担(2割負担)の範囲の拡大
- ・施設の費用負担(居住費・食費)の適正化
- ・軽度者向けサービスの地域支援事業への移行(要介護1・2の訪問介護等一部サービスを「総合事業」へ移行)
- ・ケアマネジメントの利用者負担の導入(ケアプラン作成について、利用者の自己負担導入)

◎人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築(地域差に応じて3分類)

- ・「中山間・人口減少地域」⇒サービス維持・確保のための柔軟な対応の検討(配置基準の弾力化、包括的な評価の仕組、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化等)
- ・一般市等⇒サービスを過不足なく提供(既存の介護資源等を有効活用等)
- ・大都市部⇒需要急増を踏まえたサービス基盤整備

◎地域包括ケアシステムの深化

- ・医療・介護の連携を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の包括的な確保
⇒ 主なものとして、相談支援等の在り方(身寄りのない高齢者等への対応)や住まい支援(住居確保困難な高齢者の支援等)
- ・介護予防の推進(介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ)
- ・認知症高齢者に対する医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

◎介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

- ・人材確保のためのプラットフォームの構築(都道府県による設置)
- ・テクノロジー導入やタスクシフト/シェアによる生産性向上(いわゆる介護助手等の普及・推進)
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携の推進

◎その他

- ・有料老人ホームの事業運営の透明性確保
⇒ 現行の届出制から登録制を導入(行政の関与による安全性の確保)